

1. 議事日程（平成28年第4回北広島町議会定例会）

平成28年12月8日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第110号	北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例
日程第5	議案第111号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第112号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第113号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第114号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第115号	北広島町税条例等の一部を改正する条例
日程第10	議案第116号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第117号	北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第118号	北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第119号	北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第120号	北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第121号	北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第122号	北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第123号	北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第124号	北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第125号	養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例
日程第20	議案第126号	指定管理者の指定について
日程第21	議案第127号	財産の無償譲渡について
日程第22	議案第128号	平成28年度北広島町一般会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第129号	平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第130号	平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第131号	平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第132号	平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第133号	平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議案第134号	平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第29 議案第135号 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
 日程第30 議案第136号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第31 議案第137号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真 倉 和 之	2番 中 田 節 雄	3番 久茂谷 美保之
4番 加 計 雅 章	5番 梅 尾 泰 文	6番 森 脇 誠 悟
8番 室 坂 光 治	9番 中 村 勝 義	10番 伊 藤 久 幸
11番 浜 田 芳 晴	12番 藤 井 勝 丸	13番 蔵 升 芳 信
14番 田 村 忠 紘	15番 美 濃 孝 二	16番 大 林 正 行
17番 宮 本 裕 之	18番 藤 堂 修 壮	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 空 田 賢 治	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 清 水 繁 昭	豊平支所長 多 川 信 之
危機管理監 五反田 孝	総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 畑 田 正 法	税務課長 西 村 豊	福祉課長 清 見 宣 正
保健課長 福 田 さちえ	農林課長 藤 浦 直 人	商工観光課長 沼 田 真 路
建設課長 砂 田 寿 紀	町民課長 坂 本 伸 次	上下水道課長 浅 黄 隆 文
消 防 長 田 辺 弘 司	学校教育課長 石 坪 隆 雄	生涯学習課長 佐々木 直 彦
会計管理者 畑 田 朱 美	国土調査事務所長 林 秀 治	農林課長補佐 宮 地 弥 樹

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） おはようございます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（藤堂修壮） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番、蔵升議員、14番、田村議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（藤堂修壮） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間に決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

- 議長（藤堂修壮） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりで、若干申し添えます。10月31日に広島県内陸部振興対策協議会で、県の各部局に対して、平成29年度主要施策に関する要望活動を行っております。11月9日に東京のNHKホールで、第60回町村議長会議長全国大会及び第41回豪雪地帯町村議長会議長全国大会が開催され、出席しております。11月18日に東京メルパルクホールで行われた全国過疎地域自立促進連盟第47回定期総会が開催され、出席をいたしております。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託いたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 皆様おはようございます。それでは行政報告をいたします。資料の2ページをお願いします。危機管理監の関係でございます。地域防災力の強化ということで、自主防災組織の設立であります。新たに10組織が設立をされ、行政区での組織率は76.2%となりました。引き続き100%を目指して努力をしまいたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。5ページをお願いします。企画課の関係でございます。定住促進の取り組み、空き家情報バンクの関係でございますが、11月11日現在で成約件数が22件となっ

たところでございます。また、定住相談、相談件数が同じく11月11日現在で240件となっております。6ページをお願いします。住宅建築費補助事業、新規定住化促進対策事業でございます。北広島町内の住宅の新築及び増改築工事の費用の一部を助成するものであります。11月11日現在で、申請件数が44件、それから申請額が1655万5000円となっております。定住を促進をしてみたいと考えております。7ページをお願いします。長期総合計画の関係であります。第2次の北広島町長期総合計画策定に当たり、北広島町まちづくり総合委員会を設置し、検討いただいております。9月には7回目の委員会を、10月には8回目の委員会、11月には9回目の委員会を開催し、いろいろと検討いただいております。それから公聴事業ということで、未来づくりCafeを実施しております。第2次の北広島町長期総合計画の策定をする上で、協働のまちづくりを進める機会として、ワールドカフェ方式による語り合いを中心とした住民参加型のワークショップを開催したところであります。8月には、芸北支所で午前中行ってありますし、午後には大朝支所で開催をしております。また9月3日には豊平支所、そして9月17日には役場の本庁のほうで開催をしたところであります。合わせて94名の参加をいただいたところであります。福祉課の関係でございます。12ページをお願いします。結婚支援事業ということで、結婚支援イベントを開催をいただいております。11月27日には、道の駅豊平どんぐり村で、そばコンということで開催をいただいております。参加人数は24名ということでございます。また、婚活パーティーin北広島ということで、11月26日に、道の駅舞RoadIC千代田で開催をし、参加人数は36名ということでございました。13ページをお願いします。保健課の関係でございます。元気づくり推進事業ということで、健康寿命を延ばしていこうということでございますが、地域住民主体の運動教室、週2回開催をしているものであります。現在、全体で40会場で町内開催をいただいております。引き続き拡大をしてみたいと思いますし、1人でも多くの皆さんに参加をいただきたいと思っております。16ページをお願いします。介護予防・日常生活支援総合事業であります。一番下であります。基準緩和型訪問サービスということで、この10月から、シルバー人材センターに委託し、生活援助を提供してもらう訪問サービスを開始をしたところでございます。17ページをお願いします。農林課の関係です。農業振興計画の見直しということで、今委員会を設置し、検討いただいております。8月に第1回目、10月には、第2回目の委員会を開催をし、検討いただいております。18ページをお願いします。多面的機能支払事業、施設の長寿命化の取り組みであります。本年度、町内の15組織が新たに採択をされました。この事業は、老朽化が進む農地周りの農業用施設、水路、農道、ため池等でありますけれども、これの長寿命化のための補修・更新等の活動を支援するものであります。これまで、昨年度まで取り組んでいただいていた組織も含めて今20組織が取り組んでもらっております。取り組み面積としては700ha、それから交付金額としては約3000万円ということでございます。5年間の事業ということでございます。今後も希望のところは取り組んでいただければと考えておるところであります。それから大きな課題でもあります有害鳥獣対策でございますが、駆除期4月から10月のイノシシ、シカの捕獲実績を記載をしております。イノシシのほうが522頭、シカが494頭ということでございます。捕獲実績も増えておりますけれども、これは今後も引き続き対策を強化していかなければならないと考えております。それから19ページをお願いします。商工観光課関係であります。北広島町産業フェア2016という

ことで、今年度は、舞ロードIC千代田リニューアルオープン3周年記念イベントと同時開催ということで開催をさせていただきました。10月の1日、2日、土日で開催をいたしております。道の駅の駐車場及び特設ステージにて開催をしたところであり、2日間で来場者数が約1万人という結果でございました。21ページ、22ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業であります。山海島体験活動と修学旅行合わせて、これまで34校、1675名の生徒、児童の受け入れを行っているところであります。これからの冬場の予定も合わせますと、今年度40校、1800人程度の受け入れを行っていくということになります。この事業も今後も拡大をしてみたいと思っております。受け入れ家庭もしっかり増やしていきたいと考えておるところであります。観光まちづくり計画策定事業では、第2回目の北広島町観光振興計画策定委員会を開催しております。10月3日に開催をして、検討いただいております。23ページをお願いします。建設課の関係であります。地域施工支援事業ということで、11月14日現在であります。申請受付件数が、施工補助で30件、原材料支給で35件あるというところでございます。また、24ページ、空家対策として、空家対策協議会を11月に開催し、空き家再生等推進事業の協議を行っていただいたところであります。私のほうからは以上でございます。教育委員会関係につきましては、教育長より説明をさせていただきます。

○議長（藤堂修壮） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育委員会から、教育行政にかかわる報告を申し上げます。28ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、芸北小学校スキー事故検証委員会でございます。第4回、9月9日、第5回、10月10日、第6回、11月7日開催をいただきました。最終回で、検証報告をいただいております。次に、学校教育活動でございますが、10月14日、恒例の山県郡小学校陸上記録会を開催することができました。11月13日、東広島市で開催されました中国中学校駅伝大会で、千代田中学校男子が第2位入賞をいたしました。29ページをお開きください。生涯学習課でございますが、まず、ふるさと夢プロジェクト事業でございますが、一番下でございますけれども、第11回全国草原シンポジウム実践発表におきまして、芸北中学校1年生11人が茅プロジェクトの発表を兵庫県新温泉町のほうで行っております。次に、青少年育成でございますが、平成28年度青少年育成県民運動推進大会におきまして、大朝中学校2年生が夢配達人プロジェクト活動の報告を10月29日に行っております。学校支援でございますが、千代田地域の千代田っ子フェスティバル、第6回になりますけれども、これを主催しております千代田地域学校支援連絡協議会が平成28年度文部科学大臣表彰を受賞しております。本日、会長が受賞式に臨んでおります。30ページをお願いいたします。公民館事業を初め、以下33ページまで今年度は生涯学習関連事業を大変たくさん行うことができました。大変ありがとうございました。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第110号 北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例から

日程第8 議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第4、議案第110号、北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例から、日程第8、議案第114号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。以上、5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第110号から議案第114号につきまして、一括して概要を申し上げます。議案集1ページをお願いします。議案第110号、北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例について説明をいたします。本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法の変更及び推進委員の新設に伴い、定数を定める必要があるため、条例の制定及び廃止について町議会に提案するものです。2ページをお願いします。議案第111号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新制度移行による報酬及び委員の新設に対応するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。4ページをお願いします。議案第112号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町職員の給与改定等を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。21ページをお願いします。議案第113号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町における一般職の任期付職員の給与改定を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。23ページをお願いします。議案第114号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等に係るこの範囲の拡大のため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。
- 議長（藤堂修壮） 農林課長補佐。
- 農林課長補佐（宮地弥樹） 議案第110号、北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例の内容につきまして、農林課からご説明いたします。議案集1ページをお願いいたします。本条例は、農業委員会等に関する法律の改正に基づきまして、新たに制定するものでございます。今回の改正では、農業委員の選出方法の変更及び新たに農地利用最適化推進委員が設置されることになったため、農業委員の定数を19人とし、農地利用最適化推進委員の定数を24人とするものです。この条例の施行日は、平成29年8月1日からとなっております。なお、北広島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止いたします。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。続きまして、議案第111号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、農林課からご説明いたします。議案集2ページをお願いいたします。これは農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新制度移行による報酬及び農地利用最適化推進委員の新設に対応するため、条例の一部改正をするもので、農業委員会会長、農業委員会委員の年報酬額及び時間当たりの活動報酬額を改正し、新たに会長職務代理者並びに農地利用最適化推進委員の年報酬額及び時間活動報酬額を追加するものでございます。報酬の額につきましては記載のとおりです。この条例の施行日は、平成29年8月1日からとなっております。なお、表中に記載しています監査委員議会選出委員は、町の監査委員報酬で、今回は農業委員会会長、会長職務代理者、農業委員会委員と最適化推進委員についての一部改正をするものです。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、議案第112号から114号まで、総務課のほうからご説明をさせていただきます。議案集の4ページをお開きください。議案第112号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、北広島町条例第39号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例改正は、平成28年8月の人事院勧告に準じて職員の給与等について改正を行うものでございます。主な改正点でございますが、給与表の改正につきましては、議案集の10ページでございます、4条の関係でございます。民間との給与格差、平均で0.17%、これを改正するものです。特に再任用職員及び若年層については1500円の引き上げを行うものです。それから特別給の改正ですが、議案集で9ページでございます。勤勉手当を年0.1か月分引き上げるものでございます。それから3点目ですが、戻っていただいて5ページをお開きください。扶養手当の見直しでございます。子については6500円から1万円に、配偶者については、1万3000円から6500円に、段階的に改正を行うものです。続きまして、議案第113号、21ページをお開きください。一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。北広島町条例第40号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。これも前条例と同じく人事院の勧告に準じて、職員の給与等についての改正を行うものでございます。続いて、議案集23ページ、議案第114号、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例、北広島町条例第41号、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。育児休業等に関する法律等の改正に伴いまして、育児休業等の対象となる範囲を拡大するものです。内容といたしましては、特別養子縁組の成立に係る監護を行う子、里親である職員に委託かつ当該職員養子縁組により養親となることを希望する者、その他、これらに準ずるものを含めて拡大をする中身となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。以上5議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第115号 北広島町税条例等の一部を改正する条例から

日程第14 議案第120号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第9、議案第115号、北広島町税条例等の一部を改正する条例から、日程第14、議案第120号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。以上6議案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第115号から議案第120号につきまして、一括して概要

を申し上げます。26ページをお願いします。議案第115号、北広島町税条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、平成28年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、北広島町税条例の所要の改正について、町議会に提案するものです。51ページをお願いします。議案第116号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。本案は、所得税法等の一部改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。55ページをお願いします。議案第117号、北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、山県郡西部衛生組合が平成29年3月31日限りで解散することに伴い、平成29年4月1日から浄化槽清掃業の許可区域に北広島町旧芸北町地域を含めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。56ページをお願いします。議案第118号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、山県郡西部衛生組合が平成29年3月31日限りで解散することに伴い、平成29年4月1日から液状一般廃棄物の処理及び清掃区域に北広島町旧芸北町地域を含めるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。58ページをお願いします。議案第119号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。108ページをお願いします。議案第120号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（藤堂修壮） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） それでは、議案第115号及び116号について、税務課からご説明を申し上げます。まず、議案第115号の北広島町税条例の一部改正の内容についてでございます。本改正は、平成28年3月31日に公布されました地方税法の一部を改正する法律及び所得税等の一部を改正する法律などに基づく改正でございます。それでは、条例の改正の内容についてご説明をいたします。議案集のほうは26ページからとなっておりますが、本日お配りしておりますお手元の資料により各条文が規定する内容について説明をさせていただきます。本日お配りをしておりますこの資料、まず番号、それから改正条項、そして改正の概要、そして議案集のページをあらわしております。まず、軽自動車税の環境性能割についてでございます。この改正は、地方税法の改正に合わせて、平成29年4月1日以降に取得した車両から課税されることとなっていました。ただし、平成28年8月24日の閣議決定、これは消費税の税率の引き上げの時期の変更に伴う税制上の措置でございますが、環境性能割の導入時期につきましても、平成31年10月1日に延期が示されております。これによりますが、現時点での法改正どおりに条例を改正しておくものでございます。従いまして、環境性能割導入の時期につきましては変更になりますが、条例の内容どおりということで説明をさせていただきます。平成29年の4月から自動車取得税、軽自動車につきましても軽自動車取得税を廃止し、環境性能割を創設するというものでございます。内容につきましては、軽自動車税の環境性能割が創設することに伴いまして、軽自動車税を軽自動車税の種別割とするという内容もでございます。



この内容につきましては、6月の議会で既にお諮りをしているところでございます。この環境性能割につきましては、課税標準は取得価格として、免税点は50万円ということですが、税率につきましては、燃費基準の達成度に応じまして非課税、それから1%、2%の3段階を基本とするものでございます。なお、新車、中古車を問わず対象とするものです。環境性能割につきましては、当分の間、県が徴収をし、その徴収取扱費を県へ交付する制度を新設するというものでございます。施行期日につきましては、29年4月1日としておりますが、31年10月1日に延期される予定で、これはもう今回の議会には間に合いませんでしたが、法改正が行われました。よって、次回の議会にその期日の変更につきましては上程をさせていただき予定でございます。2ページ目、その裏をご覧ください。2番目でございます。特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の創設でございます。これは日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるために、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律により必要な改正を行うものでございます。具体的には、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台民間租税取り決めが適用されまして、源泉徴収等を通じた課税ができなくなる。そのため申告等に基づき、分離課税により100分の3%の税率を乗じて得た額に相当する町民税の所得割を課するというものでございます。施行日につきましては、29年1月1日となります。続きまして、3番目、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、こちらにつきましては、条ずれの措置ということでございます。4番目、2条の改正ですが、これは軽自動車税の環境性能割の改正によりまして、平成28年条例第23号の一部改正を行うものでございます。以上が議案第115号による内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。続きまして、議案第116号の北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する内容についてご説明をいたします。本改正につきましても、お手元にあります2ページ目の下段、こちらをご覧ください。こちらをいただければと思います。こちらも所得税法等の一部を改正する法律等に基づきまして、先ほどご説明申し上げました、日本と台湾で二重課税を回避するための措置、それに伴いまして、所得税法の一部を改正する法律による改正があったものでございます。個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。なお、この制度は、29年1月1日からとなりますが、その申告に基づくものでございますので、平成30年度からの課税となるものでございます。以上が改正の内容についてでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第117号、北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案書の55ページをお願いいたします。現在、芸北地域の浄化槽の清掃につきましては、山県郡西部衛生組合が許可をしております事業者が行っております。平成29年3月31日に組合が解散した後、4月1日から浄化槽清掃業の許可区域に芸北地域を含めまして、事業者に対し、芸北地域の浄化槽清掃業の許可を出すため、北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正するものでございます。内容としましては、条例第3条中、北広島町（別表に掲げる区域を除く）の別表に掲げる区域とは芸北地域のことでございますが、この（別表に掲げる区域を除く）を削除し、北広島町に改めるものでございます。またあわせて別表を削除するものでございます。続きまして、議案第118号、

北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の56ページをお願いいたします。現在、芸北地域のし尿及び浄化槽汚泥の処理につきましては、山県郡西部衛生組合の施設で行っております。平成29年3月31日に組合が解散した後、4月1日から、し尿及び浄化槽汚泥の処理及び清掃区域に芸北地域を含めまして、芸北地域のし尿及び浄化槽汚泥を町有施設であります緑清苑において処理するため、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。内容としましては、条例第1条中、北広島町（別表に掲げる区域を除く）の別表に掲げる区域とは、芸北地域のことでございます。この（別表に掲げる区域を除く）を削除しまして、北広島町に改めるものでございます。また、あわせて別表を削除するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第119号及び第120号について、保健課からご説明申し上げます。まず、議案第119号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、保健課から説明申し上げます。議案集の58ページをお願いいたします。条例改正の理由でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定により、平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されました。これを受け、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、平成28年4月1日から施行されたことを受けての町条例の改正でございます。まず、初めに、地域密着型通所介護についてご説明させていただきます。地域密着型通所介護とは、居宅サービスとして行っている通所介護、いわゆるデイサービスのうち利用定員が18人以下の小規模な通所介護をいい、今回の法改正により、地域密着型サービスに位置づけられました。生活圏域に密着したサービスであることを踏まえて、地域との連携や運営の透明性の確保、また、町が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、指定権者が事業所所在地の北広島町となります。また、地域密着型サービスに移行することで、原則として、事業所のある北広島町の方のみのサービス利用となります。あわせて、地域密着型通所介護事業者は、利用者の家族代表、地域住民の代表、地域包括支援センター職員等で構成する運営推進会議の設置が義務づけられます。町内では、4つの事業所が平成28年4月から地域密着型通所介護事業所としてみなし指定を受け、事業を運営しております。また、今回の改定で、生活圏域に密着したサービスである利用定員が9人以下の療養通所介護事業所も地域密着型サービスに位置づけられました。町内には、現在該当する利用療養通所介護事業所はございません。あわせて今回、指定地域密着型サービス事業者が利用者の人権の擁護、虐待の防止等の体制整備や研修の実施をすることを定めさせてもらっております。改正箇所についてでございます。59ページをお願いします。先ほど説明いたしました利用者の人権擁護については、第3条の3でございます。61ページをお願いいたします。61ページから77ページまでは、第3章の2、地域密着型通所介護についてでございます。第1節、基本方針等、第2節、人員に関する基準、第3節、設備に関する基準、第4節、運営に関する基準でございます。77ページからは、指定療養通所介護についてでございます。第5節に指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準をそれぞれ定めております。その他、上記の改正に伴い引用条文が変更となる箇所及び規則によって定めるべき条文については、それぞれ改正いたします。なお、

条例の制定時期については、経過措置が設けられており、今年度中の施行とすることが可能とされておりますので、この条例は、公布の日からの施行といたします。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして、議案第120号、108ページでございます。北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、保健課から説明申し上げます。今回の改正は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の開催と、同一建物以外の利用者へのサービス提供に努めることが義務づけられたことに伴い、町条例を改正するものでございます。改正箇所についてでございます。第3条の一般原則に議案119号においても説明させていただきました利用者の人権の擁護、虐待の防止について加えております。109ページをお願いいたします。地域との連携等、第39条に、指定介護予防認知症対応型通所介護事業の運営推進会議の設置についてでございます。次のページの第39条の5に同一建物以外の利用者へのサービス提供について努めるでございます。その他、国の準則において介護保険法における引用条文が変更となる箇所については、それぞれ改正いたします。この条例は、公布の日から施行いたします。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 以上をもって提案理由の説明を終わります。以上6議案については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩します。11時5分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 53分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第121号 北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例から

日程第19 議案第125号 養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第15、議案第121号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例から、日程第19、議案第125号、養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例までを一括議題といたします。以上5議案についての提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第121号から議案第125号につきまして、一括して概要を申し上げます。116ページをお願いします。議案第121号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方自治法第228条に基づき、分担金の金額についても条例に規定する必要があることから、対象事業とあわせて条例の一部改正について町議会に提案するものです。119ページをお願いします。議案第122号、北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、山県郡西部衛生組合が平成29年3月31日限りで解散することに伴い、平成29年4月1日から、液状の一般廃棄物の処理区域に北広島町旧芸北町地域を含めるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。121ページをお願いします。議案第123号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北町簡易水道の給水区域の拡張に伴い、給水人口と給水量を変更するため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。123ページをお願いします。議案第124号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、放課後児童クラブ使用料の適切な徴収と保護者負担の軽減を図るため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。125ページをお願いします。議案第125号、養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例について説明します。本案は、養護老人ホーム仁愛園の事業廃止に伴い、条例廃止について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（藤堂修壮） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 議案第121号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、建設課からご説明申し上げます。議案集は116ページから118ページでございます。この条例は、北広島町において施工する工事に係る受益者分担金に関して、分担金の徴収を受けるものの範囲及びその徴収方法について定めたものでございます。このたびの改正は、これまで施行規則に明記しておりました具体的な賦課基準及び徴収方法について条例に追加するものでございます。また、117ページの別表5条関係でございますが、これまでの賦課基準では、農地災害復旧事業の非補助事業について、事業費の50%の負担としていたところでございますが、受益者の負担軽減や耕作放棄地等の増加抑制のため、補助事業と同じ割合とし、5%に改正するものでございます。土地改良事業につきましては、新規事業でございますが、事業費の20%の負担とするものでございます。以上、賦課徴収の適正化と受益者の負担軽減を中心としたものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第122号、北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、上下水道課からご説明申し上げます。山県郡西部衛生組合が平成29年3月31日限りで解散することに伴い、平成29年4月1日から、液状の一般廃棄物の処理区域に北広島町、旧芸北地域、を含めるため、条例の一部改正について、町議会に提案するものであります。中身については、条例第2条、別表に掲げる区域を除く、の文言を削除し、別表、これは旧芸北町であります、これを削除するものであります。ご審議のほどよろしく願いします。続きまして、議案第123号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、上下水道課から説明申し上げます。議案集は121ページから122ページでございます。簡易水道設置条例において、給水区域、給水人口及び給水量は、別表のとおりとすると規

定をされております。今回、芸北の聖湖リゾートを給水区域に含めることとなったため、旧芸北町の計画給水人口と1日最大給水量を平成29年1月1日付で、変更認可のとおり、数字を修正するものでございます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 議案第124号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集123、124ページでございます。現行では、124ページの改正前、別表第2のとおり、所得基準により4段階の分類を設けておりますが、使用料の適切な徴収と子育て支援の観点から、改正後、別表第2のとおり、減免要件を整理し、一律月額2000円、保育時間の長い夏休みにつきましての8月のみ4000円とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 議案第125号、養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例について、福祉課から説明をいたします。議案集は125ページでございます。今回提案します2つの条例を廃止する条例は、後ほど提案します議案第127号、財産の無償譲渡に伴うものでございます。養護老人ホーム仁愛園を指定管理者制度から完全民営化へ移行することにより事業廃止に伴い、本条例を廃止するものでございます。施行日は、平成29年4月1日でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 以上、5議案についての提案理由の説明を終わります。5議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第126号 指定管理者の指定について

日程第21 議案第127号 財産の無償譲渡について

○議長（藤堂修壮） 日程第20、議案第126号、指定管理者の指定について及び日程第21、議案第127号、財産の無償譲渡についてを一括議題といたします。以上2議案についての提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第126号及び議案第127号につきまして、一括して概要を申し上げます。126ページをお願いします。議案第126号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。127ページをお願いします。議案第127号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、養護老人ホーム仁愛園を民営化するため、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、議案第126号について、総務課のほうからご説明をいたします。議案第126号、指定管理者の指定について。公の施設の指定管理者を指定させるため、

地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。施設の名称につきましては、千代田開発センター、北広島町有田1234番地1、指定管理者となる団体でございます。名称、特定非営利活動法人広島神楽芸術研究所、代表者、理事長林 秀樹。北広島町壬生149番地。指定期間でございます。平成29年1月1日から平成32年3月31日まででございます。平成28年11月1日から11月18日の間、一般公募を行いまして、11月25日、審査会を行って候補者を選定したところでございます。ご審議をよろしく願います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 議案第127号、財産の無償譲渡について、福祉課からご説明いたします。議案集127ページをお願いいたします。財産の無償譲渡する財産は、北広島町蔵迫1398番地にあります養護老人ホーム仁愛園の建物一式、建物に付随します車庫及び管理物品一式の工作物その他の動産及び土地3筆の5051㎡でございます。譲渡先は、北広島町壬生901番地、社会福祉法人みぶ福祉会、理事長益田正美でございます。財産の無償譲渡する理由については、北広島町行政改革大綱及び北広島町公共施設等総合計画では、施設の民設民営化の推進、譲渡も含めたあり方を検討することとしております。また、この施設は、築23年が経過し、早急な施設の修繕などの対策が大きな課題となっております。これらの方針に基づきまして、平成25年度から指定管理者として運営委託しています社会福祉法人みぶ福祉会と施設の修繕対策、譲渡について協議を進めてきたところでございます。このような中で、指定管理者のみぶ福祉会から、町の方針や厳しい財政状況を総合的に判断して、指定期間中途であります。老朽化が進む施設を早急に修繕し、建物の延命化を図り、最良のサービスを提供し、地域の福祉の発展と福祉文化の向上に貢献したいとする施設の譲渡申請がありました。これを受けまして、相互で協議を重ね、譲渡条件の合意を得ましたので、施設、土地、工作物、その他の動産を無償譲渡するものでございます。譲渡日は、今回提案します養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の施行日、平成29年4月1日と整合するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第128号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第4号）から

日程第31 議案第137号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤堂修壮） 日程第22、議案第128号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第4号から、日程第31、議案第137号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの補正予算関係10議案を一括議題といたします。以上10議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成28年度補正予算の概要について一括して説明いたします。別冊の平成28年度補正予算書をお願いします。議案第128号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億200

0万円を追加し、予算の総額を161億2000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、追加事業として国の第2次補正予算に対応した学校教育施設改善事業や臨時福祉給付金事業費などの追加及び除雪による冬期積雪時の町内道路等の安全確保などであります。第2表に繰越明許費2事業を、第3表に地方債補正を目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第129号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3700万円を追加し、予算の総額を24億4800万円とするものです。今回の予算補正を行う主な内容は、療養費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第130号、平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1000万円を追加し、予算の総額を7億2000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、千代田中学校下水道接続工事費などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第131号、平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳出予算において、消費税及び地方消費税の減額などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第132号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8900万円を追加し、予算の総額を29億2400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などの追加を計上しております。また、債務負担行為の追加を1件、第2表に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第133号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を4億1300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、消費税及び地方消費税の減額などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第134号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4870万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、電線周辺の支障木伐採委託料の減額などを行っております。次の仕切りをお願いします。議案第135号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を1億9170万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、職員給与費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第136号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1700万円を追加し、予算の総額を6億1100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、伝送路工事費の増額などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第137号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2400万円を減額し、予算の総額を2億7750万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、広域連合への保険料の負担金の減額などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（藤堂修壮） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 議案第128号、北広島町一般会計補正予算第4号につきまして、財政課からご説明を申し上げます。事前に予算書と一緒に配付しております平成28年度12月補

正予算の概要及び主要施策をご覧いただきたいと思ひます。見開きの左のページをお願いをいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は8億2000万円の増額補正で、補正後の予算総額は161億2000万円となります。編成上のポイントとしまして、国の第2次補正予算に伴う関連事業の追加及び除雪によります冬期積雪時の町内生活道路等への安全確保などでございます。また、繰越明許費としまして、千代田中学校体育館大規模改修費、芸北中学校旧校舎等解体費及び仮称戸谷集会所新築事業を計上しております。右のページをお願いをいたします。12月補正におけます主要施策の一覧を掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思ひます。一般会計では、地域の特性を生かした地域づくりでは、新規定住者住宅新築補助金及び町道等除雪費の増額により、総額で1億900万円を、産業・経済の活性化では、国の第2次補正予算関連事業としまして、水路改修2地区、農道舗装3地区、15組織追加に伴う多面的機能支払交付金の増額、経営発展促進のための担い手確保、経営強化支援事業補助金の追加、また林業再生事業として、間伐、路網整備補助金の増額により総額で7100万円を、高齢者、障害者などに優しいまちづくりでは、介護給付費など自立支援扶助費の増額、国の経済対策によります対象者1人につき1万5000円の支給を行います臨時福祉給付金の追加により、総額で9386万円を、若者・子育て世代に魅力的なまちづくりでは、児童の増加に伴います私立保育所運営委託料の増額、また、来年度に向け、小学校の特別支援学級整備費の追加及び学校教育施設、千代田中学校体育館大規模改修費、芸北中学校旧校舎、体育館、寄宿舎等解体費の追加としまして、総額4億8687万円を、また、その他としまして、林道1路線、農地3地区、町道普通河川各1地区の災害復旧費、人事院勧告に係る改定に伴う職員給与費の増額、地域施工支援事業補助金の追加及び雪害等今後の災害対応並びに補正調整としての予備費など、総額で5927万円を計上しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。議案ページから3枚目の裏面になります。第2表に繰越明許費としまして、地域集会所管理事業7917万2000円、中学校管理事業4億3530万9000円を、また第3表に地方債の補正を目的別に計上してございます。主なものは、災害復旧事業債の追加、学校教育施設整備の財源としましての合併特例債の増額で、補正後の借入限度額を総額で18億3225万8000円とするもので、総額では4億850万円の増額となっております。以上で、一般会計補正予算第4号の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤堂修壯） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第129号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページと2ページをお願いいたします。2款1項2目退職被保険者等療養給付費につきまして1500万円、3目の一般被保険者療養費につきましては100万円増額し、それぞれ8790万円、590万円とするものでございます。2款2項1目一般被保険者高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費についてでございますが、ともに1000万円増額し、それぞれ1億5630万円、1927万円とするものでございます。これらは今年度の給付実績に基づき、増額するものでございます。次に戻りまして、歳入の事項別明細書1ページと2ページをお願いいたします。4款1項1目療養給付費等交付金を651万3000円増額し、1億2088万8000円とするものです。9款1項1目一般会計繰入金につきましては、3節職員給与費等繰入金を27万9000円増額し、1億6413万4000円とするものでございます。9款2項1目財政

調整基金繰入金につきましては、6750万5000円減額し、653万1000円とするものでございます。10款繰入金につきましては9516万7000円、これは27年度決算額となっております。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第130号、下水道事業特別会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出明細書1ページをお開きください。総務管理費を598万円の増額、下水道新設費を166万6000円の増額、下水道管理費を148万1000円の増額、予備費を87万3000円調整増額し、合計1000万円の増額をお願いするものです。総務管理費の598万円の増額は、消費税の決算見込みによる増額です。次に、下水道新設費の委託料50万円の増額、工事請負費の100万円の増額は、町立千代田中学校の下水道接続に伴う設計業務委託費、工事請負費でございます。需用費の143万9000円の増額でございますが、これは新庄浄化センターの汚水ポンプ2台が経年劣化による能力の低下が生じております。処理施設の正常な運転に必要な緊急修繕を行うものです。また、それに対する歳入でございますが、歳入の明細に戻っていただきます。受益者分担金を300万円増額、一般会計繰入金を1069万2000円の減額、繰越金を1769万2000円の増額、合計で、歳出と同額の1000万円の増額をするものでございます。続きまして、議案第131号、農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。歳入明細書の1ページをお開きください。一般管理費を90万3000円の減額、予備費を90万3000円調整増額し、補正予算総額の増減はございません。一般管理費90万3000円の減額は、人件費8万9000円の増額、また消費税の決算見込みによる99万2000円の減額でございます。1ページ戻っていただきまして、歳入でございます。繰越金を1251万5000円増額、一般会計繰入金を1251万5000円減額し、補正予算総額の増減はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第132号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号につきまして、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細の1・2ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、介護保険法の改正に伴い、所得の状況に応じて保険料や利用者負担額などを負担する指標見直し対応により、介護保険システムクラウドの改修費用の委託料62万6000円の増額でございます。1款3項2目の認定調査費につきましては、認定調査員及び臨時事務職員の賃金が当初予算より上回るが見込まれるためでございます。認定調査員の調査件数が前年度より比べ増えております。1款5項1目の計画策定委員会費につきましては、来年度、第7期介護保険事業計画を策定するためのアンケート調査を国の方針により今年度中に実施しなければならなくなったために、それに伴い、計画策定委員会を開催するため、あわせて第7期の介護保険策定計画の基礎データとなる日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の委託料でございます。次の3・4ページをお願いいたします。2款1項2目施設介護サービス給付費及び3目の地域密着型介護サービス費が当初予算を上回るが見込まれるための増額でございます。施設介護サービス費は、介護療養型医療施設の利用者が予定より増えたこと、地域密着型サービスは、今年度4月から法の改正により居宅サービスの通所介護事業所の町内4事業所が地域密着型サービス事業所にみな

し指定になったためでございます。2款2項1目の高額介護サービス費につきましては、件数の増加により当初予算を上回ることが見込まれるためでございます。次の5・6ページをお願いいたします。2款3項1目特定入所者介護サービス費につきましては、サービス費の増加により増額させていただいております。2款4項1目介護予防サービス給付費は、介護予防サービス計画費、要支援1・2の方のケアプラン作成の費用でございます。2目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、要支援1・2の方の地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護の利用が増えたためでございます。次の7・8ページをお願いいたします。4款2項1目一般介護予防事業費につきましては、総合事業対象者把握事業の減額でございます。当初予算に比べ、委託料が32万4000円減額、介護予防事業への参加申込方法を郵送から保健師等の訪問によるものに変更したためでございます。4款3項1目、3目につきましては、人事院勧告に係る給与改定等によるものでございます。4款3項5目は、家族介護支援事業の対象者が増え、当初見込みを上回るものでございます。この事業は、要介護4、または5の方を在宅で介護されている非課税世帯家族に対して、紙おむつなどの介護用品を支給するものでございます。次の9・10ページをお願いいたします。4款3項9目地域ケア会議推進事業費につきましては、毎月開催しております個別地域ケア会議にスーパーバイザーとして出席いただく薬剤師、理学療法士等の専門職への報償費が当初見込みより増えたためでございます。8款1項1目予備費は調整額でございます。次に、歳入について説明いたします。歳入の事項別明細1・2ページをご覧ください。歳入の補正の主な理由としましては、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の事業進捗等に伴う補正によるものでございます。1款1項1目第1号被保険者保険料は、地域支援事業分に3万円、財源組みかえでございます。3款1項1目介護給付費国庫負担金現年度分を増額し、3款2項1目地域交付金は、現年度分761万4000円増額、2目地域支援事業交付金は、1節から2節へ財源の組みかえ、3目介護保険会計システム改修費は31万2000円の増額でございます。次の3・4ページをお願いいたします。4款1項1目介護給付費支払基金交付金は、現年度分で2368万8000円増額、2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費の見直しにより10万1000円の減額、5款1項1目介護給付費県負担金現年度分を1607万2000円増額でございます。5款2項1目地域支援事業交付金は、1節から2節への財源組みかえでございます。7款1項1目一般会計1057万5000円増額、2目その他一般会計繰入金333万9000円の増額でございます。次のページの3目地域支援事業繰入金は、1節から2節への財源の組みかえでございます。7款2項1目の介護給付費準備基金繰入金を1307万9000円増額させていただきます。最後に、第2表債務負担行為補正をお願いいたします。第7期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務として351万円計上させていただきました。平成29年度に介護保険計画を作成するためのプラン委託料でございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 議案第133号、簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書の歳出明細書のほうをご覧ください。歳出、一般管理費を284万4000円減額し、予備費を15万6000円調整減額し、合計で300万円減額をお願いするものでございます。一般管理費の284万4000円の減額は、人件費9万円の増額、消費税納付税額293万4000円の減額補正でございます。それに伴いま

す歳入でございます。1ページ戻っていただきます。繰越金を604万8000円増額、一般会計繰入金を904万8000円減額し、合計で歳出と同額の300万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（宮地弥樹） 議案第134号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号について農林課からご説明いたします。歳出事項別明細書の1ページ・2ページをご覧ください。2款1項1目でございますけれども、電気事業費を30万円減額し、722万8000円とするものでございます。賃金は、発電所管理補助員の電気主任技術者について、今後も対応が必要なために45万5000円増額します。発電所の各制御装置の異常運転を見分けるための需用費、修繕料を29万1000円増額、それから委託料の減額につきましては、本年度予定していました電線周辺雑木伐採委託を来年度に繰り延べ実施することにしたため、減額するものでございます。公課費につきましては、平成27年度消費納税額確定によりまして、26万9000円増額するものでございます。1枚戻ってもらいまして、歳入の1ページ・2ページをご覧ください。3款1項1目でございますけれども、一般会計繰入金につきまして、歳出と同額の30万円を減額し、63万1000円とするものでございます。以上で、電気事業特別会計の補正予算について説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第135号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号につきまして、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細書の1・2ページをお願いいたします。1款1項施設管理費、1目一般管理費及び2目訪問看護事業費の2節及び3節につきましては、人事院勧告に係る給与改定等により51万9000円の増額でございます。5款予備費は、端数調整でございます。もとに戻っていただいて、歳入の事項別明細書の1・2ページをお願いいたします。3款1項1目一般会計繰入金、補正額50万円増額し、一般会計繰入金合計5615万1000円でございます。人事院勧告に係る給与改定等に伴うものでございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 議案第136号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号について、総務課のほうからご説明いたします。事項別明細の歳出の1ページ・2ページをご覧ください。主なものは、伝送路の保守委託料2016万4000円の増額、これは支障移転及び新規の引込み工事に係るものでございます。伝送路等維持修繕工事112万2000円の減額、総額1700万円の増額となっております。戻っていただいて、歳入でございますが、工事分担金60万6000円の増額、使用料、滞納繰越分でございます。62万4000円の増額、一般会計繰入金1605万1000円の増額となっております。歳入歳出ともに1700万円増額いたしまして、6億1100万円となっております。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（藤堂修壮） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 議案第137号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきまして、町民課よりご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページと2ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、23

74万1000円減額し、2億7510万7000円とするものでございます。これは広域連合からの通知による保険料負担金の減額でございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページと2ページをお願いいたします。1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料の現年度分を2114万8000円減額し、2目普通徴収保険料の現年度分を259万3000円減額し、それぞれ1億1562万4000円、4332万円とするものでございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を25万9000円減額し、1387万8000円とするものでございます。歳入歳出の数値につきましては、全て後期高齢者医療広域連合からの通知に基づいて、増額、減額の補正を行っております。以上で、町民課からの説明を終わります。

○議長（藤堂修壮） これをもって提案理由の説明を終わります。以上10議案については、後日、審議、採決を行います。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は、12月12日、13日及び14日の一般質問となっておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 02分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~